

第4期 第6回 川口市自治基本条例運用推進委員会 会議録

会議の名称	第4期 第6回 川口市自治基本条例運用推進委員会
開催日時	平成25年7月31日（水）午後6時27分から午後8時20分
開催場所	中央ふれあい館 特別会議室
出席者	（委員長）齋藤委員長 （副委員長）田村副委員長 （委員）板橋委員、松本委員、浅見委員、権正委員、舟木委員、 松尾委員、宮坂委員、草野委員、小林委員
会議内容	（傍聴について） ○ 開 会 ○ 議 事 ・自治基本条例の認知度を上げるため、望ましい委員会の在り方について ○ 次回の会議について ○ その他 ○ 閉 会
会議資料	1 次第 2 前回の会議録 3 各委員の意見集約・各委員の意見全文 4 川口市自治基本条例のパンフレット 5 川口市自治基本条例の手引き
発言内容	（傍聴について） 事務局 本日は2名から傍聴の希望が出ているので入室していただく。また、 会議開始後に傍聴希望者が来た場合は所定の手続き後に入室していただく 取り扱いとする。 ■ 1 開 会（午後6時27分） 事務局 これより第6回川口市自治基本条例運用推進委員会を開会する。本日の 欠席者は3名、出席委員は過半数のため、この会議は成立している。 はじめに、本日の資料を確認させていただく。 机上配付してあるのは、次第、前回の会議録完成版、各委員の意見集 約と全文の3点である。 なお、「川口市自治基本条例の手引き」、「川口市自治基本条例のパンフ

レット」は、毎回の会議に持参していただいている。資料について過不足はないか。

－ 資料の過不足なしの声 －

本日の議事については、次第に従って進めたい。ここからの進行は、委員長をお願いしたい。

■ 2 議 事

委員長

本日の進め方としては、前回、自治基本条例の認知度が低いという課題を認識し、「自治基本条例の認知度を上げるためには何が必要なのか」という観点から委員会の在り方を考えることで事前に意見を提出していただいた。

本日は、各自の意見を述べていただき、それぞれの意見に対しディスカッションする流れで進めたい。その進め方でよいか。

－ 委員了承 －

委員長

それでは順番に意見をお願いしたい。

委員

自治基本条例の施行日を「自治基本条例の日」とし記念日を制定してはどうか。広く市民に意識づけをできるし、教育現場でも啓発に繋げやすいと思う。

また、今の委員会のように2年の任期で1年ごとに入れ替わるのはどうかと思う。年間に7～8回開催するのではなく、何か審議することがあるときに開催したほうが良い。

委員

市民を対象としたアンケートを実施し、年代別の認知度を把握し、ターゲットを絞ったPR活動をすることが必要ではないか。

特にこの条例は市民の生活に直接関わることではないため、わかりやすい事例等により紹介する必要がある。PRする場合、川口市のホーム

ページや学校教育の場を借り、特に若年層への広報が必要ではないか。

また、より有効な委員会運営のために、自治活動に実際に従事されている方を登用したり、公募委員をあえて各年代登用してはどうか。

現行のように審議を中心とする委員会であれば、開催の必要性はさほどないが、認知度向上を掲げる委員会にするのであれば、逆に回数が足りないのではないか。

委員長

今の意見で確認したいが、この委員会が主体的に周知活動を行うという意見になるのか。

委員

そのような意味の提案ではない。この委員会が実際に周知活動を行うのではなく、企画し、提案するイメージである。

委員長

了解した。他になければ次の意見をお願いしたい。

委員

市民への周知が必要だとし、市の広報紙に掲載することや、アンケートを実施したとしても「知っている」「知らない」という結果が出るだけの一過性のものになっている。

市民投票条例、パブリックコメント、市長への手紙など、色々と意見を述べる機会が用意されているが、それらが市政に参加する権利として、市民参加条例や自治基本条例を意識するかといえ、そうとも言えないのが現状ではないか。

行政等からのアナウンスよりも、市民から行政へ意見を述べるという仕組みにならないと、市民は意識しないと思う。

また、委員会の在り方については、現在の1年ごとに半数を入れ替える仕組みよりも最後まで同じ委員で関わったほうが良いと考える。

委員

この運用推進委員会の目的を市民への周知・啓発活動に特化させてはどうか。

また、来年4月には条例施行から5年という節目を迎えることから、自治基本条例に特化した市民意識調査を実施してはどうか。

この意識調査を実施するにあたり、運用推進委員会が主体的に個別に部局の政策について検証を行い、市長に答申を行うことを提案したい。

また、先ほどの意見にもあったように、現行の1年ごとに半数の委員を入れ替える方式をやめ、通常 of 審議会と同じように一斉に2年で任期を終えることを提案する。半分を入れ替える必要があったのはこの委員会の発足当時に策定委員への経過措置であり、当初の目的はすでに果たされたと考える。

委員

市民意識調査を実施する際には、この委員会はブレーンになるのか、それともアームとして実行までするのか。

委員

考えているのはブレーンとして、つまり企画立案である。

委員長

この委員会の役割を周知・啓発に特化するとの提案は、委員会の役割そのものを変えること、つまり、委員会条例を改正する提案なのか、当面の目標としての戦略レベルを考えているのか。

委員

条例の改正までは必要ないと思う。あくまで戦略レベルでの役割として考えている。

委員長

了解した。他になければ次の意見をお願いしたい。

委員

正直なところ、自治基本条例の認知度は無理に上げなくても良いと思っている。仮に自治基本条例が最高規範とすれば、普段からそれほど意識する必要はないし、意識させること自体が難しいと思う。

実際には行政の様々な施策が自治基本条例と深く関連性していることをPRすべきで、当面、この委員会はしばらく休止しても良いと思っている。その理由はすぐに成果が見えるものではないからである。

この委員会は審議会という性質上、より具体的な提案をするよりも、市長や行政が考えるきっかけとなる方向性を提案すべきではないか。

委員長

提出した意見にある「周知増強計画」について少し確認したい。
この計画はPRに特化したものになるのか。

委員

PRに特化した特別な計画ではなく、既存の各種計画の施策が自治基本条例のどの条文に該当しているかを明らかにするような簡単なことで良いと思っている。また、イベントやその他の機会に絡めて関連性を発信することもそうである。

委員長

了解した。次の意見をお願いしたい。

委員

この委員会で広報の具体的な方法を検討するのではなく、委員会は大枠での方向性を監視するというか、適正に運用されているか議論する役割で良いと思う。具体的な方法を議論するには今のままでは時間も回数も当然足りないし、何か提案する場合も大枠の方向性で良いと思う。

また、委員会は何か問題があった時に開催すれば良いという意見があったが、定期的を開催することは定点観測のような意味もあると思う。

従って、委員会の在り方については、現行の形を継続することで良いと考えている。

委員

この条例も含めて、これからは若い世代に周知していくことが必要と考える。若い人たちに周知するためのメディアを活用していく必要があり、インターネットなどその層に効果的な広報しなければ伝わらない。

同じ観点から、これからの若い人達に知ってもらうため、学校教育課程、例えば、社会科の授業で取り上げれば理解が得られると思う。

この委員会については、継続性を考慮すると今のままの1年ごとに入れ替わる形式でよいと思う。ただし、人数や回数などについては現行のままでは足りないような気がする。

委員長

今の意見について、何か確認したいことはあるか。

委員

学校教育にという意見であったが、以前に紹介した豊中市の子ども向けのパンフレットを入手したので参考として配付したいが良いか。

委員長

配付して良い。

－ 出席委員と事務局にコピーを配付 －

委員長

私から確認したい。今の意見では継続性を考慮し、1年ごとの入れ替えが良いとのが、例えば、テーマが固定されていてメンバーが変わる場合と、同一のテーマでメンバーが変わるという2通りの場合でも、やはり1年ごとの入れ替えが良いということなのか。

委員

テーマが固定されているならそうとも言えないが、いずれにせよ、回数や時間が足りないことは事実である。個人的には策定時の委員さんもオブザーバーとして入ってもらいたいと思っている。

また、委員会の在り方に関する事でいえば、現在の川口市で何が問題なのかを明確にして議論をするためにテーマを明確化することがこの委員会には必要なことである。

委員長

了解した。他になければ次の意見をお願いしたい。

委員

これまでの皆さんの意見に重複するが、やはりこの委員会の役割が明確化されていないことが、すべての問題に繋がっていると思う。

個人的には条例を周知することがこの委員会の役割というのは疑問である。認知度を上げるというのは目的ではなく、結果である。

我々委員会は、市や市民が自治の実現に向けて行動した結果、市や市民が自治基本条例に即した行動をとっていたかを検証すること、または実現化、具体化させることが役割と考えている。

この委員会の役割をあまりにも広げすぎると、分科会をつくるなどしないと対応できないと思う。

そのために任期が終了した人間が引き続き関わることができる仕組みも必要ではないかと考えている。

委員

そうなるとこの委員会の定数はもっと必要ということか。

委員

この仕組みにすると決めたのであればそうである。繰り返しになるが人数が足りないことより、やはり委員会の機能と役割が明確化されていないことが問題と認識している。

委員長

他になければ、次の意見をお願いしたい。

委員

この委員会の役割は策定段階で明確にできなかったという話を聞き、この運用推進委員会に役割は委ねられたと理解している。そして、委員会の在り方はこれまで一度も議論されてこなかったことから、私は今から、ようやくこの委員会がスタートできると考えている。

そして、自治基本条例を周知するために、まず我々委員が自治基本条例を理解することが必要である。自治基本条例の根幹は「住民自治」であることを認識してもらいたい。

過去に「日本一のボランティアの街」と宣言をしたように、例えば、「日本一の住民自治の街」と宣言し、市内の主要個所に看板等を設置してはどうか。

また、小中学校教育の一環として教材になるような手引きやパンフレットを作成する等が私の提案である。

次に委員会の在り方について述べると、この委員会はこれまで運用と啓発についての審議をしてきたが、検証はまだ行われていない。

また、市長から諮問のない事項についても、自治基本条例に関する改善意見を市民に提出できる機能を与えてはどうかと考えている。

また、今後は、協働推進委員会が協働について審議していくと思うが、我々委員会も協働についても把握していくことが必要であり、今後は、両委員会の連携・再編強化も視野に入れてもらいたい。

委員

諮問事項以外にも市長に意見を述べる機会を設けるという意見があったが、この権限は、やはり市議会の権限ではないかと思う。

また、いくつか改正すべき提案がなされたが、他にもあるのか。

委員

他にあるかわからないが、議論すべき点はいくつかあると思う。

委員長

ただいまの意見に対して他になければ、ひと通り意見をいただいたので私から確認したい。

委員会の在り方については色々な意見があり、もう少し議論していく必要がある。ただ一点、共通しているのは、今の委員会が必ずしも有効な形ではないと認識しているようである。

一方、「自治基本条例の認知度を上げる必要がある」という見解はおおむね一致しているようである。

そこで、みなさんに確認したいのは、なぜ認知度を上げる必要があるのか。認知度が上がると、どうなるのか。

認知度を上げる必要があるというならば、上げる目的は何なのか。どんな効果があるのかをはっきりさせなければならない。

委員

事務局に確認したい。市民意識調査はどのような方法で実施しているのか。

事務局

毎年1回、無作為抽出の五千人の市民に調査票を郵送で送り、任意で郵送での返送をお願いしている。

委員

認知度を上げることが目的ではなく、この条例に書いてあることを市民の皆さんに知ってもらうことが必要だと思う。例えば危機管理の条文のように市民の役割や、市との協働をお願いすることがある。

また、アンケートの「知らない」という回答は、条例の名前を知らないのか、書かれていることを知らないのかは読みとれない。

いずれにしても、自治基本条例を知ってもらうのではなく、書かれてい

ることを知ってもらい、市民同士の繋がりをつくるためであり、コミュニケーションも促進されるのではないか。

委員長

条例に書かれていることを多くの人を知ると、市民同士のコミュニケーションが円滑になることや、市民の行動に繋がるという見解は果たしてどうだろうか。言わんとすることはわかるが。

委員

私はそれほど認知度を上げる必要はなく、条例に則った仕掛けを行政が用意して、その仕掛けの根底に、自治基本条例があるという意識が、市民にじわじわと広がり、気付いてもらうことで良いと思う。今は、というよりも、しばらくはその状態で良いのではないか。

委員

自治基本条例を推進するための仕掛けを作ることこそ、我々委員会の役割ではないか。そもそも、自治基本条例や住民自治を大人が理解していないと、子どもにも伝えることができない。つまり納得することが必要である。

委員

仕掛けをつくる役割は、我々委員会の役割ではなく、市民から信託を受けた行政や議会の役割だと思う。これは、自治基本条例の前文にも書かれている。我々はアームとして執行するわけではなく、仕掛けをつくることでもない。

委員

議会事務局を含む行政の各主管課による自治基本条例推進アクションプラン策定の必要性をこれまで述べてきたが、そのようなことを市長に提言することがこの委員会の役割ではないか。

委員

我々の役割は市長からの諮問に対して審議をし、いわば、大きな方向性を示した成果物を出すことではないか。
実際に様々な施策を実行するのは市や議会であり、市民はそれが適正に行われているかをチェックする。この委員会も同じである。

しかし、今、議論している「なぜ認知度を上げるのか」ということと、論点がずれてはいないか。

委員長

もう一度確認をするが、今議論していることは委員会の在り方を考えるうえで、委員の皆さんのほとんどが感じている、「自治基本条例の認知度が低いことが問題で、それを上げるためにはどうしたらよいか」という観点から議論していることで良いか。

その問題を解決する方策を考える中で、その方策を実現するために、この委員会として何ができるか、今の委員会の在り方でよいのかということを考えるストーリーであったと思う。

委員

私は住民自治こそがこの条例の根幹であり、行政、議会も住民自治をしっかりと理解することが必要で、それを理解した上で啓発をする必要があるということを述べてきたつもりである。

私は住民自治の大切さを皆さんが理解するためにこの条例はつくられたと考えている。

副委員長

どこからアプローチするかによって論点は変わろう。この委員会の役割を広報活動に特化したほうが良いという意見もあったが、議論の内容からすると、やはりこの委員会は審議型が良いということなのか。

それとも、今回出されたアイデアによって、市民が主体的に参加する場を提供することや企画するプロジェクトを主催する委員会となるべきで、その形で啓発をしていくという提案なのか。

これまでのような審議型で審議するのであれば、プロジェクトまでを実施することは難しく、また、ミッションもはっきりしないとの意見だった。

そうであれば無理に審議会を置かず、一旦は休止して、一定期間を置いたうえで、必要に応じて開催するほうが委員会のミッションもはっきりするし、意味もある。

あくまでもひとつの提案ではあるが。

委員長

ストーリーとして整理をすると、まずは認知度を上げて、市民に自覚

してもらい、実際に行動をしてもらいたいということになるのか。

ある地方では「地域公共人材」という呼称を用いて、公共性があって活動性もある人材を推進している例もある。

そうなるためには、先ほどの意見にもあったように、ターゲットに合った広報をしなければいけない。

そして、ターゲットに向けてメッセージ性のある情報をリアルに発信していく必要がある。

こうした広報活動が続けることにより行政には縛りをかけ、市民には市民側のプランを提示していく。

そうしたことが求められているのではないか。

副委員長

認知度を上げるということは、理念的な条例にとどめるのではなく、積極的に活用して欲しいということかと思うが、この辺はどのように考えているか。

委員

認知度を上げるというのはモラルを上げることにつながる。昔なら何でも役所がやってくれたが、今はそうはいかない。市民のみなさんに色々とお願いをしなければならぬ。それに伴って、議会、行政も襟を正すという意味で認知度を上げる必要があると思う。

副委員長

つまり、行動の基盤をつくる理念というか、決めたルールなので多くの方に知ってもらいたいということかと思う。

また、「促す」という意味で広報活動が足りないという認識だが、どこまで広報をするのか、どんな方法でやるのか、やはりそのためには委員会のミッションをはっきりさせることではないか。

これまでは市の方針として、諮問事項は抽象的なものに留め、委員会に具体的な審議のテーマから考えてもらいたいという方向性だったと思う。この諮問事項がより明確になれば、おのずと委員会のミッションも明確になると思う。

委員

認知度を上げ、市民のほとんどが自治基本条例を知っている状態になれば、市も議会もいい意味で相当なプレッシャーになるのではないか。

委員長

認知度を上げるための手段は、どれが正解ということはないが、皆さんに、なぜ認知度を上げる必要があるのかを考えてもらい、皆さんから出た意見を報告に盛り込みたく、あえて確認をさせてもらった。

委員

認知度を上げるということ、知ってもらいたいということは共有されていると思うので、その点についてはまとめ、委員会の在り方については引き続き議論が必要である。

委員

今期は残り僅かであり、次回も認知度を上げることについて議論するのはどうかと思う。

この際、認知度を上げるための方策についてのまとめは、正副委員長に一任し、次回は「委員会の在り方について」議論するというのでよいのではないか。

委員長

それではみなさんから頂いたアイデアを基に、ストーリーを示した骨格のようなものを示し、次回はそれを確認いただき、主たるは「委員会の在り方」について議論することでよいか。

— 委員了承 —

委員長

それでは事務局から、次回の日程についてお願いしたい。

■ 3 次回の日程について

事務局

次回の日程は、10月7日の月曜日から、10月11日の金曜日のいずれかの日で調整をお願いしたい。

委員長

ただいまの日程で都合が悪い日があるか確認したい。

— 10月10日の木曜日が都合よし —

	<p>委員長</p> <p>では、次回は10月10日の木曜日をお願いしたい。 場所は、本日と同じ、中央ふれあい館とし、開始時間は午後6時30分からとする。会議室については確定次第、お知らせしたい。 最後にその他で何かあるか。</p> <p>－ 委員からなしの声 －</p> <p>■ 5 閉 会</p> <p>委員長</p> <p>他になければ、本日は閉会とする。</p> <p>(午後8時20分)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
次回日程	<p>次 回 10月10日(木) 午後6時30分から 中央ふれあい館 会議室3・4号</p>